

# 日本入国・帰国時の手順

ローマ日本人会

2021年9月30日

この資料は各国当局の情報源を基に作成しております。状況が日々変わっておりますので、最新情報入手していただくようご注意ください。

# 日本入国に際して必要なもの

## • PCR検査陰性証明書

日本への入国の際には、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提示が必要となっており、「出国前72時間以内の検査証明書」が提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められていません。

- ✓ 検査証明書の様式は厚生労働省所定のフォーマットの使用が推奨されていますが、航空会社によっては英語併記のオリジナル証明書の提示を求めることもあるので両方の携行をお勧めします。
- ✓ 検体採取方法は、鼻咽頭ぬぐい液及び唾液のみが有効な検体として認められていましたが、令和3年7月1日午前0時(日本時間)日本到着以降より鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体についても有効な検体に追加されることになりました。
- ✓ 検査証明書へ記入すべき内容:すべての項目が英語で記入されたもの 氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別  
検査法、採取検体、結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日 医療機関名、住所、医師名、医療機関印影

厚生労働省所定の検査証明フォーマット

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html) (厚生労働省サイトより)

- **WEB質問票の事前登録**

WEB質問票より回答し、QRコードの作成が必要です。

QRコードは スクリーンショットまたは印刷し、チェックイン時、日本到着時に提示しますので事前に登録をお願いします。

質問票Webへのアクセスは こちらから(スマートフォン及びPCに対応)

<https://arqs-ga.followup.mhlw.go.jp/>

- **検疫措置を遵守する旨の誓約書の提出**

検疫所へ「誓約書」の提出が必要です。入国から14日間の公共交通機関の不使用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等について誓約いただくこととなります。

誓約書の提出について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)(厚生労働省サイトより)

- **日本国籍以外の方**

有効なビザまたは再入国許可が必要です。詳しくは在イタリア日本国大使館にご確認ください。

## • スマートフォンのアプリ2種類のインストールと設定

日本入国後14日間は、自宅やホテル等での待機等の確実な実施のため、お持ちのスマートフォンにアプリ2種類(①健康居所確認アプリMySOS、②接触確認アプリCOCOA)をインストールし、地図アプリの位置情報保存設定を行い利用していただく必要があります。

入国時に検疫職員がスマートフォン及びアプリの確認を行います。

スマートフォンをお持ちでない方は、入国前に、空港内でスマートフォンをレンタルしていただくこととなります。レンタルにかかる費用は入国する方の自己負担となります。

<必要なアプリとその方法について>

必要なアプリとその利用方法はこちらからご確認ください。日本入国前に、インストールまで完了していただくようお願いいたします。

スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)(厚生労働省サイトより)

※注意

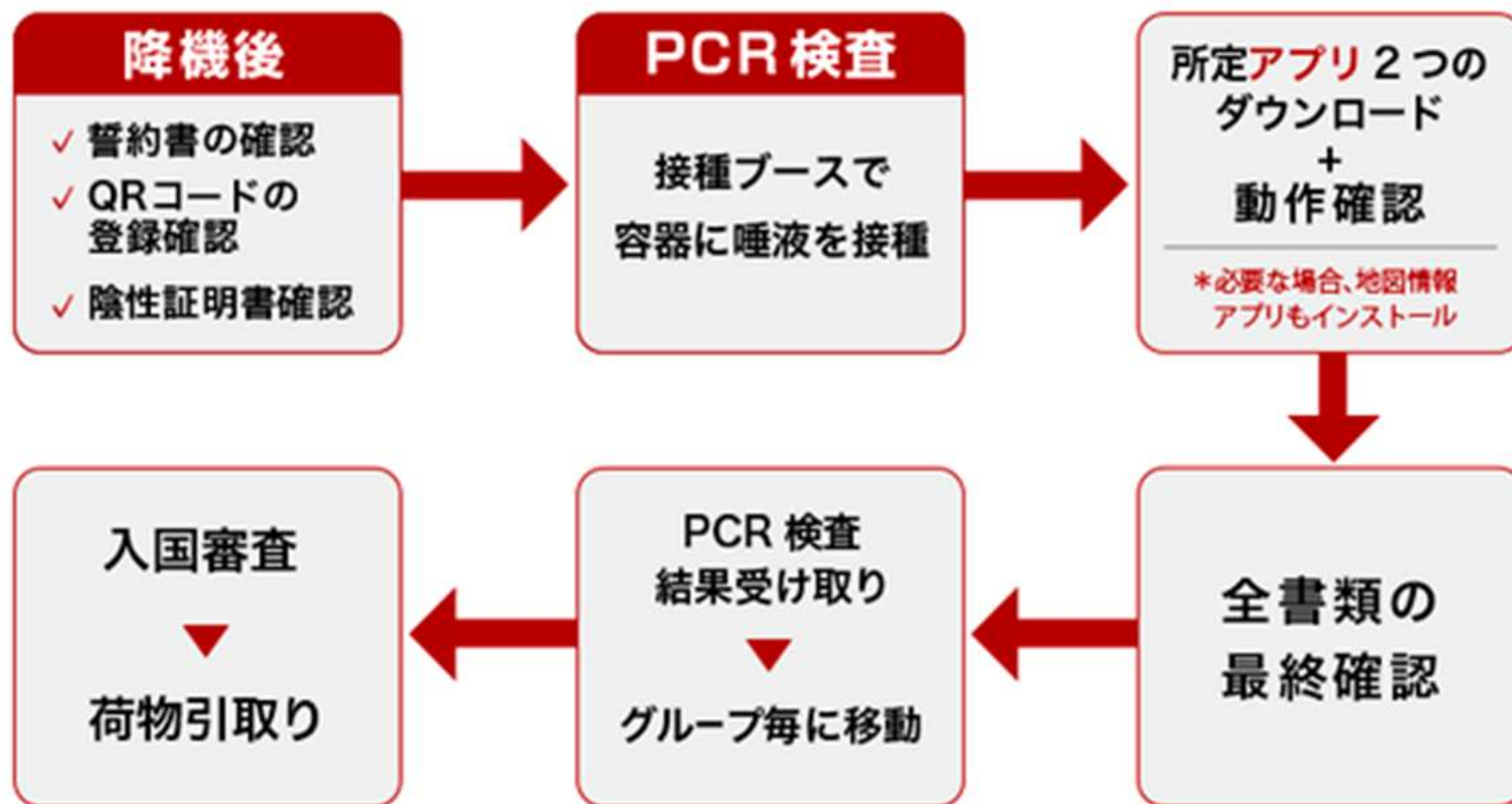
アプリインストールのために必要なOSバージョンは、iPhone端末でiOS 13.5以上、Android端末でAndroid 6.0以上となります。

## • ワクチン接種証明書の「写し」の提出

2021年10月1日以降入国時・帰国時の検疫で有効なワクチン接種証明書の「写し」を提出する方は、検疫所が確保する宿泊施設での3日間の待機の免除や入国後14日間の待機期間の一部が短縮されます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00307.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html)(厚生労働省サイト)

# 日本に到着後の流れ



## 空港からの移動手段

電車、乗合バス、タクシー、国内線定期便など不特定多数の方が利用する公共交通機は利用できませんので、到着空港から、自家用車、レンタカー、ハイヤー等の移動する手段を確保する必要があります。

- 厚生労働省 ハイヤー会社、ハイヤー手配可能な旅行会社のリスト  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html) (厚生労働省サイトより)
- 成田空港 入国者用交通アクセスページ (スカイライナー、都内ホテル行きリムジンバスなど)  
[https://www.narita-airport.jp/jp/news/corona\\_publictransport](https://www.narita-airport.jp/jp/news/corona_publictransport) (成田空港サイトより)
- 羽田空港 検疫周回バス空港周辺～蒲田、川崎、品川駅周辺までに限り、検疫所が周回バスを運行しています。(川崎方面、品川駅方面)

周回バスの案内

[https://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/access/tokyo\\_air.html](https://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/access/tokyo_air.html) (東京検疫所サイトより)

最新情報は待機中に検疫所係員にご確認下さい。

# 14日間の待機

- ✓ 検疫所に提出した誓約書の内容を理解し遵守すること
- ✓ 入国の次の日から起算して14日間待機する滞在場所を確保すること
- 1. 入国者健康居所確認アプリ(My SOS)による位置情報・健康状態の報告
  - －1日複数回届く「現在の位置情報」を求める通知に「現在地報告」ボタンを押して応答
  - －1日1回、健康状態確認をお願いするMySOSの通知が届くので、通知に記載の案内に従い健康状態を報告
- 2. 入国者健康居所確認アプリ(MySOS)による居所確認(ビデオ通話への応答)
  - －「入国者健康確認センター」からの登録待機場所への居所確認のためのビデオ通話に応答する

## 各検疫の問合せ先

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| □ 成田空港検疫所       | 電話番号 +81-476-34-2310 |
| □ 東京空港検疫所支所(羽田) | 電話番号 +81-3-6847-9312 |
| □ 関西空港検疫所支所     | 電話番号 +81-72-455-1283 |